法的な実質的所有権要件についてのガイダンス（抜粋）

法人の「実質的所有権」に関する情報を必要に応じて確認できることは、マネーロンダリング、テロ資金供与、脱税、その他金融犯罪防止に関する国際基準を満たす上で重要な鍵となります。

このガイダンスは、リベリア法人がその最終的な実質的所有権を特定する手助けをするために作成されたものです。OECD 税の透明性と情報交換に関するグローバルフォーラム並びに金融活動作業部会（FATF）によって示された情報や提言を取り入れていますが、法的拘束力はなく、法的アドバイスを構成するものではありません。このガイダンスは、リベリア会社法に基づいて設立されたすべての法人に適用されます。

実質的所有者（Beneficial Owner）とは

実質的所有者とは、法人を最終的に所有または支配する「自然人」です。

リベリア会社法では、実質的所有者を次のように定義しています。

(i) 法人を最終的に所有、支配、もしくは最終的な実効支配を行う自然人
(ii) 所有権によって支配を行う自然人が存在しない場合は、人的関係、経済力、または契約に基づいた協力関係等の他の方法によって、法人の支配を行う自然人
(iii) 上記(i)、(ii)によって特定される自然人が存在しない場合は、経営幹部の地位を持つ自然人

実質的所有者は、以下の 3 つの手順で、特定してください。

ステップ 1

法人を最終的に所有、支配、もしくは最終的な実効支配を行う自然人

法人に対する支配的所有権とは、25%以上の所有権もしくは議決権を保有する場合をいいます。また、この所有権は、直接所有、間接所有の両方を指します。

・直接保有

直接所有とは、個人が自身の名で法人の株主となる場合をいいます。一人で直接所有する場合も、複数人で直接所有する場合も該当します。

【直接所有図解】

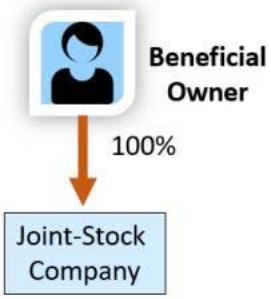

・間接所有

間接所有とは、他の法人や、名義株主などを介して法人を所有する場合をいいます。

【間接所有図解】

リベリア会社法においては、間接所有の場合の実質的所有者とは、「最終的な所有権」を持つ自然人を指します。「最終的な所有権」とは、他の法人や自然人が所有権を保持するものとして記録されている法人の、株式や資産、権利の実質的もしくは法的に最終的な所有権のことを指します。

間接所有の一つの形態として、名義株主が挙げられます。名義株主が存在する法人においては、所有権を保有している自然人が誰かを特定することが重要です。名義株主は、自身が誰に代わって法的所有者になっているのか、関係する実質的所有権の情報を保持する義務があります。

法人の実質的所有者は、直接的・間接的を問わず、必ず所有者もしくは支配者である「自然人」でなければならず、名義人や他の法人は実質的所有者となることはできません。

例：・女性（青）が 3 つの法人を介して 60%の所有権を保有

・男性（赤）が名義株主を介して 20%、直接 20%、合わせて 40%の所有権を保有
⇒それぞれ最終的に 25%以上の所有権を保有しているので、両者とも実質的所有者となります。

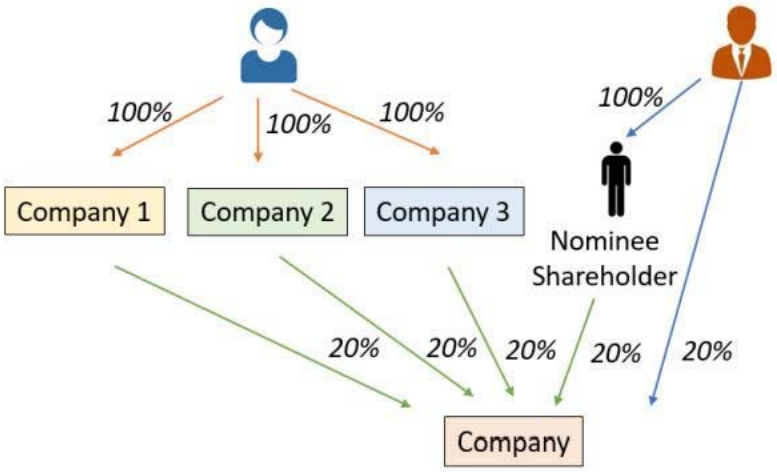

<u>ステップ２</u>

他の方法によって法人の支配を行う自然人

所有権を直接的・間接的に保有する自然人が特定できない場合は、人的もしくは経済的影響力等の他の方法によって会社を支配する自然人を、実質的所有者とします。

ステップ３

経営幹部の地位を持つ自然人

上記の 2 ステップにおいて、法人の所有権もしくは支配権を有する自然人が確定できない場合は、経営幹部を実質的所有者とみなします。

FATF の定義によると、経営幹部とは、（1）法人の業務や一般的な指示に根本的な影響を及ぼす、戦略的な意思決定の責任を有する者、（2）CEO、CFO、代表取締役、専務取締役もしくは社長などの経営幹部の地位を通じて、法人の日常業務に対して経営的支配権を行使する者、（3）法人の財務に関して大きな権限を有する者のいずれかを指します。

リベリア法人の実質的所有者とはならない場合

法人はリベリア法人の実質的所有者にはなれず、必ず「自然人」が実質的所有者となります。
同様に、実質的所有者の株式や権利をその名の元に有する、名義株主が採用されている法人、名義取締役や他の代表者は、法人であっても自然人であっても、実質的所有者にはなれません。これらの第三者によって保有されている株式は、実質的所有者に帰属するものとして取り扱われます。

実質的所有者に関する記録保持

リベリア会社法の規定により、すべての非居住リベリア法人は、記名式株式のすべての株主並びに法人の実質的所有者の氏名、住所に関する正確な最新情報の記録を保持することが求められます。また同法により、これらの記録は少なくとも 5 年間保管することが求められています。非居住リベリア法人が解散（自発的、強制的を問わず）された場合でも、解散した時点から 5 年間はこれらの記録を保管しなければなりません。

税の透明性と情報交換に関する国際基準は、各国政府に対し、この記録保持に係る要件の遵守を注意深く監視し、正確で最新の実質的所有者の情報がいつでもアクセス可能であるよう確保することを求めています。すべての非居住リベリア法人の登録代理人である LISCR Trust Company は、これらの国際基準を満たすため、所轄官庁からの要請があり次第これらの情報にアクセスできるよう、すべての非居住リベリア法人に役員取締役と実質的所有者を毎年登録することを義務付けることとなりました。

意図的であるかどうかを問わず、記録の保管が行われていなかった場合は罰則の対象となります。Annual Declaration の提出を行わなかった法人は、US$1,000 の罰金が課され、「Goodstanding」の状態とはみなされなくなります。また、罰則の対象となった法人は、登記官の裁量により、設立書類の取消しや強制解散、リベリア会社法に規定される他の罰則の対象となる場合があります。